

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
大田原市	大田原地区 （西地区）	令和3年3月25日	令和6年3月19日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	136.95 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	90.84 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	15.72 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4.86 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	- ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	40.69ha
（備考）	

2 対象地区の課題

地区全体で農地の宅地化の進行及び点在化が深刻であり、基盤整備は不可能に近い。

60代の耕作者が多く、5～10年先は耕作を続けられると思うが、その先は高齢化、後継者不足が懸念される。

農地の貸借は相対での貸借が多い、農地バンクを利用した貸借を利用しようにも金銭面の支払い方法が実情に沿わない点等があるため使いにくい。

用途地域内外で宅地化が進行しており、住宅地近くでは、農業機械の騒音、泥等での近隣住民への配慮が大変である。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

現在、認定農業者になっている3名を中心に耕作を継続していく。また、認定農業者でなくても規模拡大意向のある農業者がいるので、そういった方々に集積・集約化を推進していく。

宅地化が深刻ではあるが、耕作放棄地は少ないので、現状の農地を維持しつつ農地バンクの利用や他地区からの担い手の受け入れも検討しながら中心経営体へ農地を集めていく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

農地中間管理機構の活用方針

担い手への集積・集約化を図るためにも中間管理機構を利用した貸借を推進していく。また、中間管理機構対象外の農地についても、市農業公社を通じた貸借を推進していく。

担い手の受け入れに関する方針

農地について、まずは地区内の耕作者の貸借を促進させ、それだけで賅えない場合は、地区外からの担い手の受け入れを検討していく。